

## 不利益処分の処分基準

|                  |  |   |         |
|------------------|--|---|---------|
| 処 分 名            | 非常勤職員等に対する公務（通勤）災害の認定                                  |   |         |
| 根拠例規及び条項         | 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に関する条例(昭和 42 年規則第 29 号)第 3 条第 2 項 |   |         |
| 所 管 部 課 名        | 企画部 人事課  |   |         |
| 処<br>分<br>基<br>準 | 関係法令等及び条項  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に関する条例第 3 条第 3 項</li> <li>・ 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に関する条例施行規則(昭和 43 年規則第 5 号)第 4 条</li> </ul> |         |
|                  | 基 準  | その災害が公務（通勤）により生じたものであるか否かを、他の事例、判例等に照らし、判断する。   |         |
|                  | 設定年月日  | 平成 13 年 9 月 3 日   | 最終変更年月日 |
| 備 考              |  |   |         |